

第3回三条市教育制度等検討委員会会議次第

と き：平成19年3月30日（金）

午後1時30分～4時

ところ：三条市役所栄庁舎3階大議室

1 開 会

2 開会のあいさつ

3 協 議

(1) 前回会議録の確認

(2) 前回要望資料等について

- ・ 2学期制の動向について (資料No.1)
- ・ 三条市の学校への人的支援について (資料No.2)
- ・ 三条市の特色ある教育活動 (資料No.3)
- ・ 「創造的な知性を培う」科学教育に重点を置いた連携教育課程の編成
(幼・小・中附属長岡校園) (資料No.4)
- ・ 小・中連携による「中1ギャップ解消」の取組の成果等(大崎中・大崎小)
(資料No.5)
- ・ 小規模特認校制度の事例調べ (資料No.6)
- ・ 学校別学区外就学者数調べ (資料No.6-1)

(3) 学校の適正規模や施設整備・統廃合に関すること (資料No.7、No.8)

(4) その他

4 閉 会

(配布資料)

- 資料No.1 2学期制の動向について
- 資料No.2 三条市の学校への人的支援について
- 資料No.3 三条市の特色ある教育活動
- 資料No.4 「創造的な知性を培う」科学教育に重点を置いた連携教育課程の
編成 (幼・小・中附属長岡校園)
- 資料No.5 小・中連携による「中1ギャップ解消」の取組の成果等(大崎中・
大崎小)
- 資料No.6 小規模特認校制度の事例調べ
- 資料No.6-1 学校別学区外就学者数調べ
- 資料No.7 明日をになう子どもたちのために
- 資料No.8 品川区の小中一貫教育

2学期制モデル校の 取組



平成14年度から完全学校週5日制となり、合わせて学習指導要領が全面改訂となりました。それに伴い、学力低下が懸念されるなど、様々な課題が生じてきました。本市では、こうした課題に対応するため、平成14年9月から2学期制の検討をはじめました。今年度は、2学期制モデル校として、小学校4校・中学校3校を指定し、その成果や課題等の検証をしております。

このリーフレットは、モデル校が今年度実施してきた2学期制の取組の例をまとめたものです。モデル校では、個に応じた丁寧な学習指導や生活・生徒指導を展開しています。2学期制により増えた授業時数を活用して、学習指導では、きめ細かな指導と評価を行うことが可能となり、生活・生徒指導では、長期休業前や休業中の個人懇談会などに十分時間をかけ、保護者との連携を深めていることも報告されています。長期休業日の考え方も、今までとは変わってきました。学習の継続を図るという観点からサマースクール等で補充学習や体験的な活動も実施されています。

新潟市教育委員会では、これらモデル校の前期の成果と課題を踏まえ、「2学期制についての基本方針」に沿って、2学期制を希望する学校があれば実施できるよう支援してまいります。

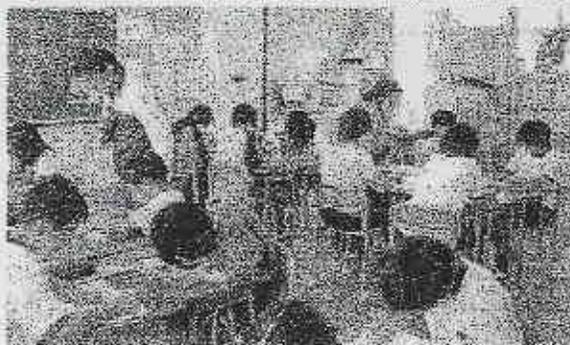
平成16年11月

新潟市教育委員会

授業が変わります

(鏡淵小学校の例)

- 増えた授業時間により、一人一人に応じたきめ細かな指導をしています。
- 補充指導を充実させ、成績評価「おおむね満足」以上を目指した授業を進めています。
- 夏休み前に学習のまどめに追われることなく、夏休み前日まで活動を充実させることができました。



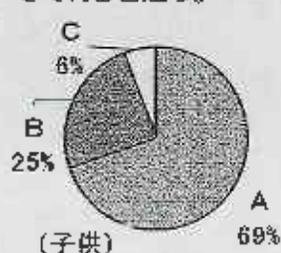
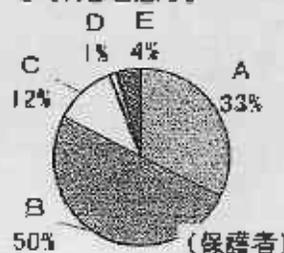
個に応じた丁寧な指導で、分かる、できる実感のある授業を展開できます。

<アンケート結果>

(16年7月20日実施)

教職員は、子供がよく分かるように丁寧に指導してくれると思う。

担任の先生は、私がよく分かるように丁寧に教えてくれると思う。



A そう思う B どちらかというと思う C どちらかというと思わない D そう思わない E 無回答



夏休み前にまとめのドリルをゆっくいやる我が子を見て二学期初めでよかったと思いました。(保護者)

自ら問題を見付けたり、問題を解決したりする学習が充実します

- 夏休み前後に「総合的な学習の時間」を集中させることができました。また、夏休みで途切れることなく、自分の追究活動を続けて行うことができました。
- 子供の理解意識を高めることができないと効果が出にくいので、さらに子供への支援を工夫していきます。

外国のことについて自分なりの方法で調べることができた子ども



5年生国際理解旬間アンケート

(16年7月23日実施)

ややできた ややできなかった



昨年まで1日で行っていた「国際理解集会」を今年はゆとりある7月に「国際理解旬間」として設け、各学級ごとのびのびと交流活動ができるようにしました。

家庭との連携が深まります

(宮浦中学校の例)



個人懇談の充実

- ・三者懇談会 年2回
- ・個人懇談会 年1回
- ・各種たよりの発行

基礎基本の定着

- ・評価カード
- ・再評価
- ・学習相談

長期休業の活用

- ・学習会10日間
- ・部活動
- ・生活のリズム

保護者と学校が子供たちの望ましい成長のために、連携して教育に取り組みます。

三者懇談会：保護者のアンケート結果では、「充分満足」46.9%「どちらでもない」38.9%「不十分」14.2%という結果でした。(16年9月3日実施)

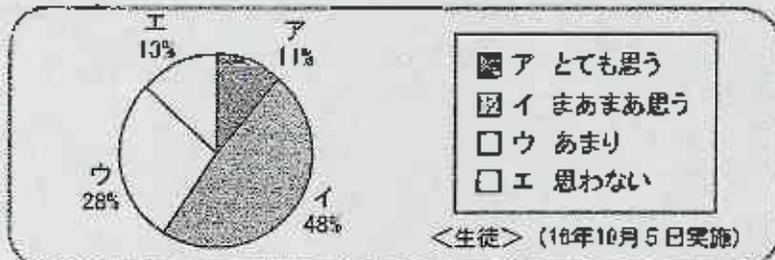
夏休み：のべ約1100人の生徒が自主的に補充的な学習に参加しました。そこでは「分かった」「できた」という生徒の声が上がりました。「生徒に力がついたので、実施してよかった」と述べている教員も多くなります。

再評価：休み前に評価のよくなかった生徒が、9月の再評価で35%の生徒が向上しました。「夏休みに頑張って通知表の評価が上がったのでよかった。」という生徒の声が多くありました。

きめ細かな指導・評価ができます

(白新中学校の例)

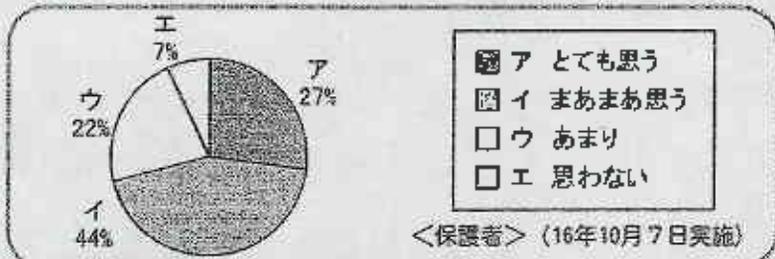
夏休み中めあてをもって学習できましたか



■ 長期休業をはさんで前期約100日、後期約100日の長い期間の中で、2学期制により生じた授業時間を効果的に活用して、じっくりと学習課題に取り組み、きめ細かな授業ができます。

■ 学習成果を教師が夏休みに丁寧評価し、補充的な学習や発展的な学習に活用しました。

夏休み中の学習相談や補充学習は、お子さんに役立ちましたか



■ 学期中において、余裕授業時間を利用して、それまでの学習状況を基に各教科・単元ごとの「評価表」を基にして、適に応じた補充的な学習や発展的な学習の充実を図りました。

■ 学期途中の夏休み中に、補充的な学習や発展的な学習を実施することにより、生徒の学力を高めるとともに学習の連続性を意識させることができました。



理科観察

《前期》

4月～7月
・学習活動
・評価
・補充・発展学習

夏季休業
・評価
・補充・発展学習
・学習相談

9月～10月
・学習活動
・学期末評価(成績)
・学期末評定(成績)

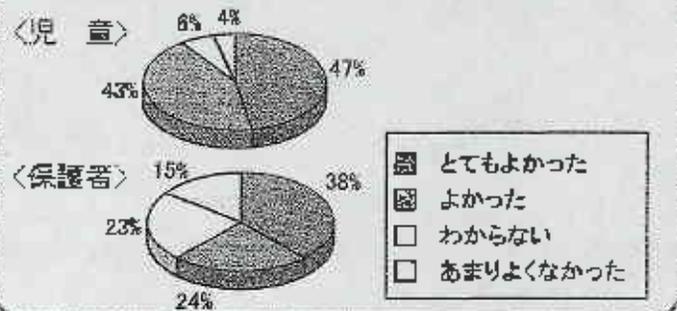
長期休業日が有効に

活用されます!!

(太夫浜小学校の例)

- ◇ 学期の途中に夏休みがあることで夏休み中も子供たちの学びが継続され、学習意欲が高まりました。
- ◇ 夏休み中に、個人懇談会や家庭訪問の時間がゆとりとれます。個別懇談会では、一人一人が夏休み中に取り組む課題について丁寧に指導をしました。子供は課題を意欲して過ごしました。
- ◇ サマースクールでは、体験的な学習(絵画教室・音道教室など)・補充的な学習・発展的な学習等に加えて、水泳教室も行いました。教職員のほかに外部講師も指導を担当しました。夏休み以降の評価や学習につながりました。
- ◇ 夏休み中に、学びの継続を図るために学習相談日を設け、総合的な学習や自由研究などが充実しました。

○サマースクールはためになりましたか



◇サマースクールについての保護者と児童の評価 (16年9月30日実施)

外部講師を招いてのサマースクール・絵画教室の風景



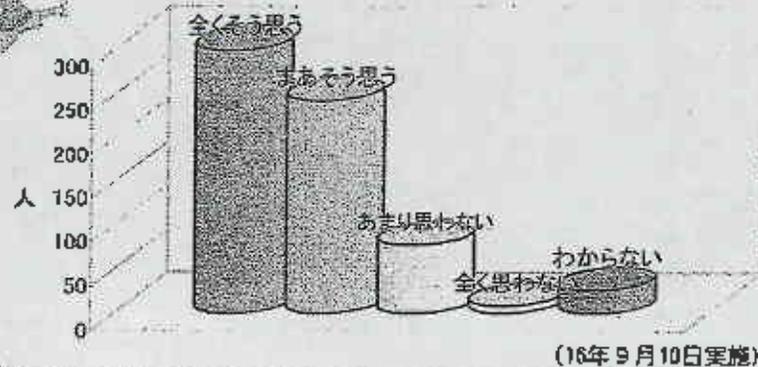
リズムある 学校生活を過ごせます！

(小針小学校の例)

行事の配置を見直しました。
7・12月には大きな行事の設定は難しかったわけですが、2学期制により、ゆとりある7月、12月にも行事を配置し、各月ごとに子供がめあてをもてるように計画しました。5月の運動会、6月の1日参観、7月の児童集会、8月の水泳、9月全校遠足・・・子供たちは、それぞれの活動にめあてをもって取り組み、充実した日々を過ごせたようです。



○めあてをもって過ごせましたか<子供のアンケート結果>



暑い時に水泳がたくさんできましたよ！

～課題～
めあてをもつことができなかったという子供たちに個々に対応していく必要があります。



委員会活動 がんばれたよ！

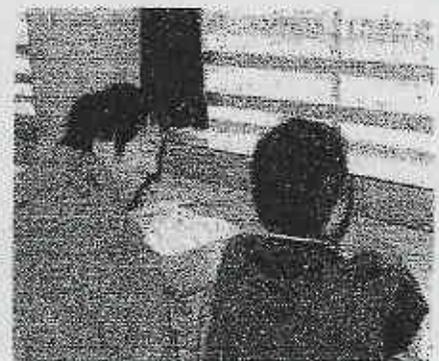
教職員と子供との 触れ合いが深まります

(小針中学校の例)

2学期制で生じたゆとりの時間を活用して、子供たちとの相談や触れ合いの時間を確保しました。

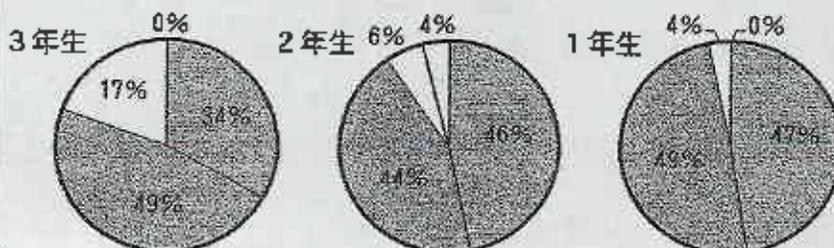
新学期、子供たちはそれぞれの思いをもって学校生活をスタートします。新しい人間関係などで悩みも出てくる4月末、3日間の午後に教育相談の時間とし、学級全員の子供たちとの相談の時間をもちました。特に、入学したばかりの1年生にとっては、担任と楽しく語らいながら、新たな環境での不安を払拭するよりよい機会となりました。

また、夏休みのはじめに時間をたっぷり取り、三者懇談を実施しました。個々の課題を明確にしたり、悩みについてじっくり話し合ったりして、その解決に向けて取り組みました。



○心配なこと、気になることが相談できましたか(教育相談後の生徒へのアンケートより)

(16年4月30日実施)



- とてもよく相談できた
- よく相談できた
- 少しは相談できた
- ほとんど相談できなかった

行事を効果的に配置できます (白山小学校の例)

3学期制 (15年度)	
学 期	4月 始業式 (7日) 入学式 (8日)
	5月 運動会 (25日)
	6月 詩の暗唱発表会 (12日) 個人懇談会 (17~19日)
	7月 サマーコンサート(3日) 終業式 (24日) 夏休み

二 学 期	9月 始業式 (1日) 妙高自然教室 (10~12日)
	10月 マラソン大会 (3日) チャレンジワーク(15日) ほくわたしの作品展 (26日)
	11月 就学時健診 (6日) 個人懇談会 (25~27日)
	12月 児童会まつり (5日) 授業参観(8・9日) 終業式 (22日) 冬休み

三 学 期	1月 始業式 (8日) ふるさと白山の日 (24日)
	2月 6年生をたたく会 (18日)
	3月 授業参観 (2・3日) 終業式 (22日) 卒業式 (23日) 春休み

2学期制 (16年度)	
前 期	4月 始業式 (5日) 入学式 (6日) 5月 運動会 (30日)
	6月 マラソン大会(7日)
	7月 サマーコンサート(15日) 夏休み 個人懇談会 (26~30日)
	8月 ガマチャレンジ(26~3日) サマーチャレンジ (8/23-24・26日)
9月 妙高自然教室 (8~10日)	
10月 終業式 (8日) 秋休み	

後 期	10月 始業式 (14日) チャレンジワーク(22日)
	11月 白山文化の日(3日) (作品展等の暗唱発表会ほか) 就学時健診 (5日)
	12月 授業参観 (6・7日) 児童会まつり(17日) 冬休み 個人懇談(22~28日)
	1月 ふるさと白山の日 (22日)
	2月 6年生をたたく会 (14日)
	3月 授業参観 (2・3日) 終業式 (22日) 卒業式 (23日) 春休み

サマーコンサートをゆとりある7月中旬に設定し、十分な準備期間を取ることができました。

個人懇談を長期休業の最初に位置付け、時間と期間を延ばしじっくりと懇談できるようにしました。

補充学習・選抜学習を実施し、学習の継続を図りました。

表現のおういから、作品展発表会と暗唱発表会を同日開催とし取り組みます。

児童会まつりゆとりある12月中旬に設定し、十分な準備期間を取ることによって自主的な取組を行います。

個人懇談を長期休業前や休業中に位置付け、時間と期間を延ばしじっくりと懇談できるようにします。

7月・12月が大きく変わります

3学期制の7・12月

- ・終業式2~3日前は、午前授業しかできない。
- ・大きな行事が設定しにくい。
- ・子供は、各学期のまとめの学習に追われる。
- ・教員は、成績処理、諸委員の点検、教材や教具の点検等に追われる。

2学期制の7・12月

- ・長期休業前日の午後まで授業可能。
- ・大きな行事を中旬にも設定が可能。
- ・時間の余裕があるため、じっくり学習でき、丁寧な指導できる。
- ・長期休業の学習・生活のめあてをじっくり相談し、設定できる。

2学期制への取組

【平成14年度】

9月 教育委員会内で2学期制検討及び資料取集

【平成15年度】

4月 校園長会議で2学期制導入を含む学力向上推進プランを提示

6月 2学期制を導入している各都市調査視察（仙台市・京都市・宮崎市）

7月 2学期制検討資料配付（市内小・中学校）

8月 第1回2学期制実施検討委員会の開催

9月 保護者にパンフレット配布

第2回2学期制実施検討委員会の開催

学校・園との情報交換会「Q&A」を配布

10月 関係教育団体への説明

11月 第3回2学期制実施検討委員会の開催

2学期制の基本方針を決定

12月 モデル校募集

2月 モデル校の指定と教育委員会管理規則の改正
（小学校4校・中学校3校）

【平成16年度】

4月 モデル校による2学期制の試行開始

6月 モデル校が先進校を視察（～9月）

11月 モデル校実践報告会
市民説明会



今後の予定

市民への2学期制説明会の開催

- ①11月9日(火) 19:00～ 新潟小学校
 - ②11月10日(水) 19:00～ 沼垂小学校
 - ③11月12日(金) 19:00～ 山の下中学校
 - ④11月15日(月) 19:00～ 内野小学校
 - ⑤11月16日(火) 19:00～ 松浜中学校
 - ⑥11月18日(木) 19:00～ 上山中学校
 - ⑦11月22日(月) 19:00～ 坂井輪小学校
 - ⑧11月24日(水) 19:00～ 黒埼中学校
 - ⑨11月26日(金) 19:00～ 南中野山小学校
- 是非、ご参加ください。

2学期制についての基本方針

次の3点を基本として、平成17年度以降の実施を目指す。

- ① 全市一斉実施ではなく、学校が2学期制を選択できる方式とする。
- ② 保護者に説明し、大方の賛同を得た場合に実施する。
- ③ 教育委員会としての強制はせず、あくまで学校の自主的決定による。

学期の区切りと長期休業

●学期の区切り●

前 期
4月1日 ～ 10月第2月曜日

後 期
10月第2火曜日 ～ 3月31日

●長期休業(16年度モデル校の例)●

学年始休業 小学校4/1～4/4 中学校4/1～4/5

夏季休業 7/25～8/29

秋季休業 10/9～10/13

冬季休業 12/24～1/7

学年末休業 小学校3/24～3/31 中学校3/23～3/31

2学期制

「これは、どうなるのかな？」

「ここが心配なんだけど・・・」

Q & A

新潟市教育委員会

平成16年1月

Q1 「ゆとりある教育」とはどのようなことですか？

- A ここでいう「ゆとりある教育」とは、次の意味ではありません。
- 授業時数を少なくしたり、休み時間を長く取ったりして、児童生徒や教員が、ゆっくり、のんびりした時間を過ごす。

ゆとり教育とは、児童生徒が次のようなことができることです。

- 一つの課題にじっくりと取り組む。
- 基礎基本を繰り返し学習する。
- 発展的な内容を追求する。
- 先生との触れ合いの時間を十分にもつ。
- 教育相談を十分に受ける。

Q 2 2学期制のメリットは何ですか？

A 各学校が、工夫と努力を重ねることにより次のようなメリットが考えられます。

1. 始業式や終業式が一回減ることやその他、各学校が工夫することにより、授業時数を増やすことができる。

増えた時間を利用して、次のようなことが可能になる。

- ・ 深く考えることや一つの課題にじっくり取り組むこと。
- ・ 体験活動や観察実験などにじっくり取り組むこと。
- ・ 基礎基本を繰り返して学ぶこと。
- ・ 7月や12月に評価のためのスピードアップした授業、まとめやテストに偏った授業等を受けることがなくなる。
- ・ 先生と触れ合ったり、教育相談を受けたりすること。

2. 一つの学期の期間が長くなり、学習サイクルが長くなる。

このことにより、次のようなことが可能になる。

- ・ 各教科や総合的な学習の時間の課題追究に継続的に取り組むこと。
- ・ 多くのデータでの評価を受け、より客観的で信頼性の高い評定をもらうこと。
- ・ がんばりの様子やその過程なども多くのデータで評価を受け、より自分のよさを自覚したり、伸ばしたりすること。

3. 学期の途中に長期休業が入ることにより、次のようなことが可能になる。

- ・ 夏休みにそれまでの学習の遅れを取り戻し、一学期の成績に生かすこと。(7月まで運動などに集中していた子供が、夏休みに学習に取り組み、挽回すること。)
- ・ 夏休みにそれまでに習った学習の発展的な学習や課題に取り組む、一学期の成績に生かすこと。

Q3 2学期制のデメリットは何ですか？

A 既に2学期制を実施している市区町村の実践では、デメリットが少ないという報告が多くあります。これは、さまざまな角度からデメリットに対応しているからのことだと思います。しかし、次のようなデメリットが考えられたり報告されたりしています。

- ・ 9月下旬から10月にかけて大変忙しくなることが予想される。秋が今まで以上に大変になったという教員の声がある。
- ・ 学期途中で夏季・冬季休業が入るため、学習のリズムと連続性が損なわれる恐れがある。最初は、長期休業の有効な使い方が難しいという報告もある。
- ・ 中学校では、定期テストの回数が減ること、テスト範囲が長くなること等で、学習意欲が弱まる恐れがある。
- ・ 通知表が2回になることで、成績を把握する機会が減少する恐れがある。学習の遅れなど課題の発見が遅れる恐れがある。
- ・ 学力や生活の変化などが、すぐに評価できない。保護者からも「よくわからない」「実感として効果につかめない」の声がある。
- ・ 学期の切り替えがうまくいかないことが懸念される。
- ・ 学期の区切りに不自然さを感じられるという声が多くある。伝統的な季節感等に応えられない部分がある。

Q 4 児童生徒の学校生活は、2学期制になって、どのようなところが変わるのですか？戸惑うことはないのですか？

- A 児童生徒の学校生活は、大きく変わりません。
今まで年間3回もらっていた通知表が、年間2回になります。
また、秋休みができます。その関係で、他の長期休業の日程が変わります。
授業を受けることやその他の学校での活動において、大きな変化はそんなにありません。

Q 5 「通知表をもらっての夏・冬休み」ということで、通知表をもとに児童生徒と保護者が話し合うことが多いと思います。通知表がないと、これができなくなり、問題点が出てきませんか？

- A そのようなことのないよう、学校には、三者面談を実施したり、個人懇談や家庭訪問を休み前や休み中に実施したりして、保護者にも児童生徒にも、それまでの学習状況をきめ細かく知らせていくように指導していきます。
仙台市でも、保護者から、盆や正月に実家の祖父母に通知表が見せられないという声が寄せられたという話は聞きました。新潟市でも、しばらく、この慣習から離れるのは難しいかもしれません。

Q 6 高校入試にかかわる調査書は、いつまでの成績で評価されるのですか？また、作成について問題はないのですか？

A 高校入試に関わる調査書は、中3の12月までの成績を基に作成します。これは、全ての学校にいえることです。

むしろ、2学期制が導入されると、これまでの通知表作成にかかる事務がなくなるため、これまで以上に生徒や保護者との綿密な進路相談が可能となりますし、余裕をもった調査書の作成が可能となります。

Q 7 2学期制実施モデル校から、3学期制を実施している学校への転出で問題はありませんか？

A 現在、先進地から、長期休業日の異なる市区町村からの転出入で問題があったとは聞いていません。

しかし、例えば、夏休み中や休み後に3学期制を実施している学校へ転出する場合は、12月に初めて通知表をもらうこととなります。

そこで、転出するまでの児童生徒の学習状況を何らかの形で保護者も含めて情報提供していくことを各学校に指導していきたいと思えます。また、学校間での情報交換もきちんと行い、スムーズに新しい学校でのスタートができるよう指導していきたいと思えます。

学習の進捗については、2学期制の学校と3学期制の学校ということでの違いはほとんどないと思えます。学校毎での指導計画が若干違うために進捗や学習の順序が違ふことはあるかと思えますが、それは、学期制の違いに関係なく、転校の場合に起こる問題点です。

Q 8 同じ新潟市内で、2学期制と3学期制の学校が混在している場合は問題ないのですか？

A 実際に視察した仙台市の例でお答えします。

仙台市は、2000年に小学校2校、2001年には、小学校25校、中学校16校が2学期制を実施しています。この二年間で、仙台市の教育活動で、特に大きな問題はなかったという報告を受けています。

また、仙台市立五橋中学校は、4つの小学校から子供が入学してきます。2000年は、五橋中は、3学期制のまま、小学校4校のうち1校だけ2学期制を導入していました。2001年は、五橋中学校が2学期制、小学校2校は2学期制、他の2校は3学期制でした。このように2学期制と3学期制の学校が同一中学校区で混在している状況でも、特に問題はなかったと聞いております。

ただ、中学校の秋の新人戦と小学校の陸上大会が日程調整できてなくて、2学期制実施校から困ったという声があったそうです。新潟市としても、この件については、問題を最小限にできるように考えていきたいと思えます。

三条市の学校への人的支援について

1 学校教育補助員

(1) 配置基準

原則として、中学校、大規模小学校に配置

(2) 配置人数

平成18年度実績 中学校9か校に11人 小学校1か校に1人 計12人

(3) 職務内容 学校教育補助員勤務要領より

学校教育補助員は、教育委員会学校教育課に所属し、配置された学校の校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- ① 学習指導におけるT・T指導等の指導補助の業務
- ② 生徒指導における指導補助の業務
- ③ 教室外登校の児童生徒に対する適応指導補助の業務
- ④ その他、校長が必要と認める指導補助の業務

(4) 仕事の具体例

- ① 数学・英語等のT・T指導
- ② 「心の教室」(生徒の悩みの相談室)の指導補助
- ③ 校内適応指導教室での学習指導
- ④ コンピュータ指導の補助
- ⑤ 給食指導の補助等

2 特別支援学級指導員

(1) 配置基準

特別支援学級が設置されている学校で、児童・生徒の障がいの状態に応じて配置

(2) 配置人数

平成18年度実績 小学校23人 中学校3人 計26人(平成19年度は小学校に3名増)

(3) 職務内容 特別支援学級指導員勤務要領より

特別支援学級指導員は、教育委員会学校教育課に所属し、配置された学校において校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- ① 特別支援学級児童生徒の介助に関すること
- ② その他校長が必要と認めること

(4) 仕事の具体例

- ① 児童生徒の学習補助
- ② 教材作成補助および、特別支援学級の環境整備補助
- ③ 排便等の補助
- ④ 給食時の摂食補助
- ⑤ その他、児童生徒の学校生活全般における活動の補助

3 スクールアシスタント

(1) 配置基準

学校・家庭・地域との連携を図り小中学校における教育活動を補助するために、各学校へ2～3人を基本に配置

(2) 配置人数

平成18年度実績 小学校56人 中学校21人 計77人

(3) 職務内容

当該校の校長が学校の解決すべき課題を明確にし、その解決に向けて必要な内容を校長が決めて、その職務を行う。

(4) 仕事の具体例

- ① 教育活動のアシスタント
・図書館関係(整頓、読み聞かせ等)、保健衛生関係、学習支援や教材準備等、不登校児童生徒への対応
- ② 児童生徒の心のアシスタント
・心の教室相談員と同様の役割
- ③ その他校長が必要とするアシスタント業務

三条市の特色ある教育活動

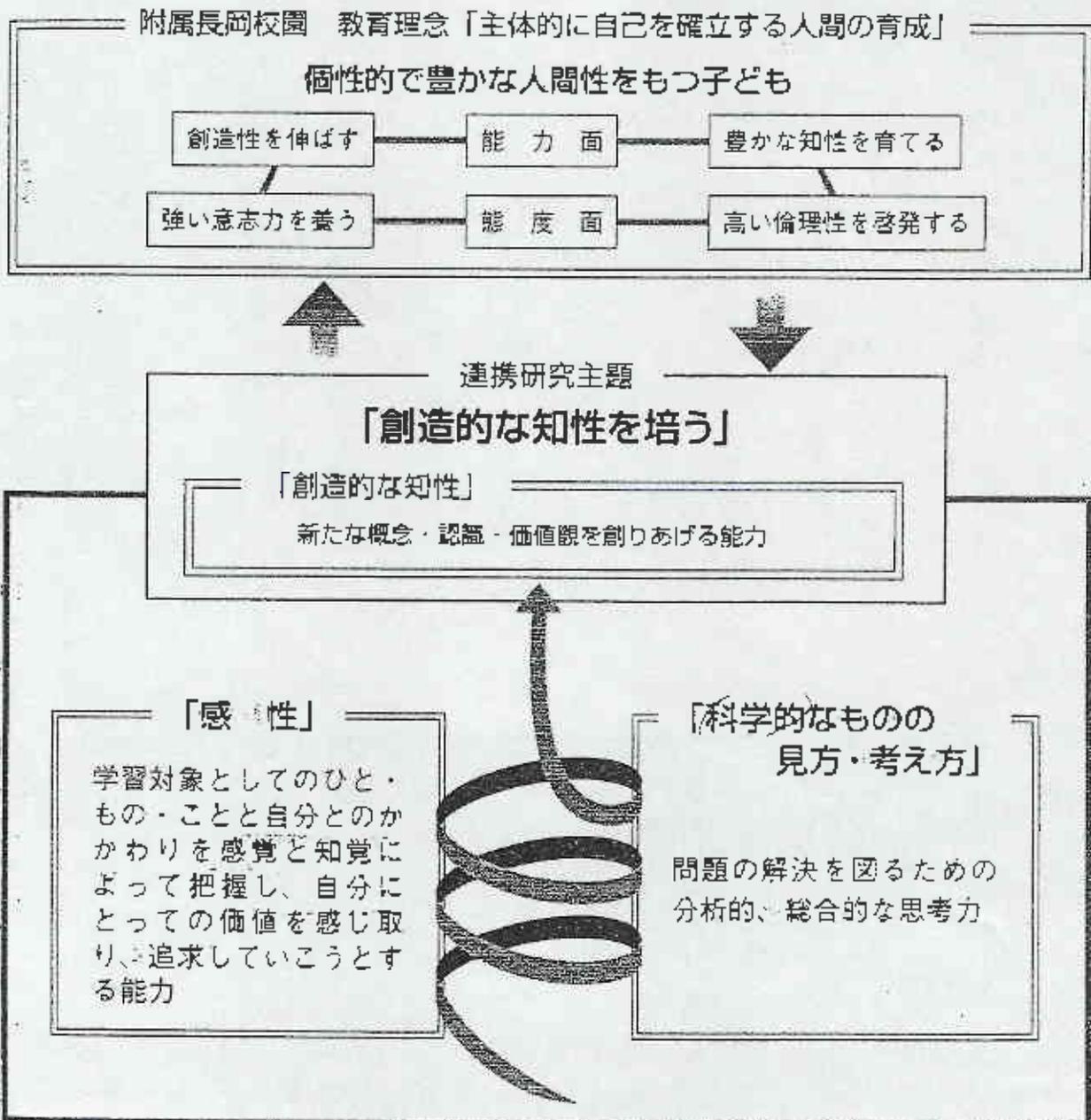
事業名	刃物（ものづくり）教育推進事業																						
<p>【事業概要】 和釘づくりや包丁研ぎなどを小中学校の児童が体験できるよう授業に取り入れ、刃物や木工用具に対する安全な活用方法やものづくりについて興味関心を持たせる。</p> <p>[平成18年度刃物ものづくり教室の状況]</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">○シルバー人材センターが学校に出向いて指導</td> <td style="text-align: right;">72教室の実施（小、中学校）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・竹とんぼづくり</td> <td style="text-align: right;">25教室の実施（15小学校）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・鉛筆削り、小刀の使い方</td> <td style="text-align: right;">5教室の実施（1小学校）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・箸づくり</td> <td style="text-align: right;">3教室の実施（2小学校）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・包丁研ぎ</td> <td style="text-align: right;">31教室の実施（9中学校）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・大工</td> <td style="text-align: right;">8教室の実施（5小学校）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">○鍛冶道場を利用したの刃物づくり教室</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・和釘づくり</td> <td style="text-align: right;">7教室の実施（4小学校）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">○建築組合による木工用工具学習</td> <td style="text-align: right;">30教室の実施（9中学校）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">○鍛冶道場での木工用工具学習</td> <td style="text-align: right;">12教室の実施（6中学校）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">○自校での木工用工具学習</td> <td style="text-align: right;">18教室の実施（3中学校）</td> </tr> </table>		○シルバー人材センターが学校に出向いて指導	72教室の実施（小、中学校）	・竹とんぼづくり	25教室の実施（15小学校）	・鉛筆削り、小刀の使い方	5教室の実施（1小学校）	・箸づくり	3教室の実施（2小学校）	・包丁研ぎ	31教室の実施（9中学校）	・大工	8教室の実施（5小学校）	○鍛冶道場を利用したの刃物づくり教室		・和釘づくり	7教室の実施（4小学校）	○建築組合による木工用工具学習	30教室の実施（9中学校）	○鍛冶道場での木工用工具学習	12教室の実施（6中学校）	○自校での木工用工具学習	18教室の実施（3中学校）
○シルバー人材センターが学校に出向いて指導	72教室の実施（小、中学校）																						
・竹とんぼづくり	25教室の実施（15小学校）																						
・鉛筆削り、小刀の使い方	5教室の実施（1小学校）																						
・箸づくり	3教室の実施（2小学校）																						
・包丁研ぎ	31教室の実施（9中学校）																						
・大工	8教室の実施（5小学校）																						
○鍛冶道場を利用したの刃物づくり教室																							
・和釘づくり	7教室の実施（4小学校）																						
○建築組合による木工用工具学習	30教室の実施（9中学校）																						
○鍛冶道場での木工用工具学習	12教室の実施（6中学校）																						
○自校での木工用工具学習	18教室の実施（3中学校）																						
事業名	科学教育推進事業																						
<p>【事業概要】 児童生徒の理科離れに歯止めをかけるため、科学教育推進協議会を設置、「平成18年度科学教育推進事業実施計画」に掲げる目的達成に向け、民間企業・学校教職員・市民の方々の協力を得て具体的な事業を実施する。</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 科学への興味・関心を掘り起こし、科学に対する好奇心と探究心を高め、問題解決能力と創造性をはぐくむ。 ○ 独創性豊かな学習力・学習意欲の向上を図る。 ○ ものづくりや科学技術の利活用を知り、将来地場産業活性化に貢献する子どもをはぐくむ。 <p>【具体的な事業】</p> <p>(1) 科学ゼミナール : 著名講師による講演会（会場：体育文化センター 参加者：146名）</p> <p>(2) 子ども科学教室 : 理科学習4領域で自然の美しさ、自然事象に直接触れる体験活動とものづくりを重視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「物理教室」（会場：三条高等学校物理実験室 参加者：2日間 延62名） ・「科学教室」（会場：三条高等学校化学実験室 参加者：2日間 延64名） ・「生物教室」（会場：大崎山公園など周辺 参加者：2日間 延19名） ・「地学教室」（会場：旧西山町露頭 参加者：20名） <p>(3) 科学フェスティバル : 自然の美しさ、技術のすばらしさ、自然のしくみの秘密を知り、ものづくりの達成感を体得させ、科学の魅力に触れる。 （会場：体育文化センター 参加者：402名）</p> <p>(4) 科学研究発表交歓会 : 児童生徒による科学研究発表会 （会場：中央公民館 参加者：102名）</p> <p>*平成19年度より「発明工夫・固形工作教室」を新設</p>																							

事業名	学力向上推進事業
<p>【事業概要】</p> <p>三条市の児童生徒の学力向上のためにプロジェクトチームを組織し、具体的な施策を推進して学力の向上に資する。</p> <p>○教職員対象の各種研修会の開催</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学力向上研修会の開催（全教職員） 2 新人教職員研修とその関連事業（基礎研修コース：24名受講） 〔趣旨〕 念書中の教員に対して、授業作りを中心とした研修を行うことで指導力を高める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新人研修 (2) 授業づくり入門学習会 (3) 授業づくり実践記録公募 3 中堅教職員研修とその関連事業（発展研修コース：22名受講） 〔趣旨〕 教職経験6年が経過した教員に対して、教育研究論文の作成を中心とした研修を行うことで、指導力の一層の向上を図る。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中堅研修 (2) 教育研究論文作成学習会 (3) 教育研究論文公募 4 各小中学校教科部会公開授業の実施（各中学校単位で3～4回実施） 5 三条学講座の開催（教員対象：107名受講） 〔趣旨〕 三条市の歴史、自然、金物の仕事などを学び、学習指導に生かす。 〔講座の内容〕 <ol style="list-style-type: none"> (1) 歴史講座1 ・ 郷土の偉人「諸橋轍次」 会場：諸橋轍次記念館 (2) 自然講座 ・ 旧三条地域の自然環境～「自然環境調査報告書」を中心に～ 会場：三条市農村環境改善センター (3) 包丁研ぎ実技講座 会場：鍛冶道場 (4) 和釘づくり実践講座 会場：鍛冶道場 (5) 歴史講座2 ・ 「旧栄町の古城について」～大面城を中心に～ 会場：三条市役所栄庁舎大会議室 (6) 金物の話講座 ・ 三条刃物について（講義と実演） 会場：鍛冶道場 (7) 包丁づくり実技講座（烏賊裂き包丁づくり） 会場：鍛冶道場 <p>○ 学力検査の実施（小学校4～6年生、中学生の学力実態の把握）</p> <p>○ 心と学びの教育フォーラムの開催（各中学校単位で9回開催）</p>	

幼・小・中附属長岡校園 第1章

「創造的な知性を培う」 科学教育に重点を置いた 連携教育課程の編成

連携研究における全体構想



＜小学校＞教育課程表（平成17年度）

各教科の授業時数									道徳	特活	総合	自然科学	科学探究	総授業時数
国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育						
第1学年 ＜1学期の算数科（29時間）、自然科学科（13時間）を幼・小接続期「かがく」とする＞														
262 -10	—	114	—	72 -30	68	68	—	90	34	34	—	40 +40	—	782 (0)
第2学年														
270 -10	—	155	—	75 -30	70	70	—	90	35	35	—	40 +40	—	840 (0)
第3学年														
225 -10	70	160 +10	0 -70	—	60	60	—	90	35	35	75 -30	100 +100	35 +35	945 +35
第4学年														
225 -10	85	160 +10	0 -90	—	60	60	—	90	35	35	75 -30	120 +120	35 +35	980 -35
第5学年														
180	85 -5	160 +10	0 -95	—	50	50	55 -5	90	35	35	70 -40	135 +135	35 +35	980 +35
第6学年														
175	90 -10	165 +15	0 -95	—	50	50	50 -5	90	35	35	70 -40	135 +135	35 +35	980 +35
各教科等の総授業時数														
1337 -40	330 -15	914 +45	0 -350	147 -60	358	358	105 -10	540	209	209	290 -140	570 +570	140 +140	5507 +140

＜中学校＞ 教育課程表（平成17年度）

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技芸	英語	道徳	特活	選択・総合	科学/技術	サイエンスコース	総授業時数
第1学年														
140	105	105 +20	125 +20	45	45	90	70	105	35	35	0 -100	45 +45	35 +35	980
第2学年														
105	105	125 +20	125 +20	35	35	90	70	105	35	35	30 -125	45 +45	40 +40	980
第3学年														
105	85	130 +25	105 +25	35	35	90	35	105	35	35	35 -200	45 +45	105 +105	980
各教科等の総授業時数														
350	295	360 +45	355 +65	115	115	270	175	315	105	105	65 -425	135 +135	180 +180	2940

※ は現行指導要領から時数の増減のある教科等、 は新設教科等を示す。

小・中連携による「中1ギャップ解消」の取組の成果等（大崎中・大崎小）

小・中連携による中1ギャップ解消の取組（平成15年度より）

Ⅰ 予防のための小・中連携の取組

- ① 小・中連携支援シートの作成と活用
 - ② 年3回の小・中合同研修会の開催
 - ③ 小・中人事交流
 - ④ 小・中の授業交流・入学説明会・合唱コンクール優秀学級小学校訪問
 - ⑤ 小・中の保護者や地域が参画する行事
- * 中学校は複数担任制の実施

Ⅱ ライフスキル向上のための小・中連携の取組

- ① 学校行事において学んだスキルの活用場面の設定
- ② 長期宿泊体験研修の実施
- ③ 小学校における異年齢交流活動の実施

Ⅲ 中1ギャップ解消実践研究の成果と課題

1 成果

- (1) 小学校における人間関係づくり能力の育成が進んだ。
- (2) 思春期の内面のみとり等生徒理解を深めるための方法が構築された。
 - ① 各種アンケート（生活アンケート、心の健康チェック）
 - ② 内省ノート
- ③ 学級実態調査（Q-U）
- ④ 教育相談 等で対応できた。
- (3) 小中間の緊密な連携体制の確立されてきた。
 - ① 中学校区中1ギャップ解消検討会
 - ② 小中連携支援シート
 - ③ 各種研修会（スキル・学習・サポートなど）
 - ④ 人事交流

* 小中の職員が連携して大崎中学校区の子どもの教育に取り組もうとする意欲が高まった。
- (4) いじめや不登校の数は着実に減少している。とりわけ中学校は、数年前と比べ落ち着いた中で教育活動が展開されるようになった。

2 課題

- (1) 指導体制の見直しと整備
 - ① みとりの徹底と情報の共有。即時対応
 - ② 別室登校生徒への学習指導の充実
 - ③ 関係機関との連携の強化
- (2) 自己有用感を感じることができる活動の実施

<引用資料> ・不登校問題にどう取り組むか 「教職研修11号」 ・中1ギャップ解消に向けた大崎中学校の実践発表資料

<参考資料 大崎小・中のいじめや不登校の件数>

<いじめ>

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年1学期末
大崎小	2	0	0	0
大崎中	14	13	4	1

<不登校>

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年2学期末
大崎小	6	2	1	1
大崎中	16	14	13	10

不登校問題にどう取り組むか

個に応じた多様な対応と「中一ギャップ」の解消

〔実践例〕三條市立大崎中学校

小・中連携による

「中一ギャップ」の解消

「進進大崎中学校」一新生
大崎中学校への挑戦

以前、保護者から、「家の子どもが嫌がらせを受けていたのに、学校は解決しなうとしてくたなかった」という声を聞いた。また、平成一四年の小・中合同研修会において、「中一ギャップは中学校の問題だから、中学校で取り組んでほしい」という声があった。さらに、数年前からのいじめと不登校の発生の状況は、表一に示すとおりであり、そのほかに関係行動も多く発生し、数年来、生徒指導の専門教員が果敢に加配され、ハートフ

対応のポイント

- ① 大前提として、「中一ギャップの解消」の取り組みを実践するには、教員の「この取り組みが必要である」と考え、周囲として応援の姿勢をもちこころである。
- ② 小・中連携を進めるときは、小中学校と出向きの進路が同じ研修を行い、相手が実践しているよさを学ぶことである。
- ③ 小学校と出向きのギャップを、子どもも教員のレベル・意識のレベルで揃えて、そのギャップを埋める取り組みをすすめることである。
- ④ 「中一ギャップの解消」には、ギャップを埋める取り組みだけでなく、困難に立ち向かうスキルを生徒自身につけさせることである。
- ⑤ 「中一ギャップの解消」の取り組みを継続させるには、学校の運営の「中」として位置づけ、現在の教務活動と関連させながら、それぞれの役割を担わせることである。



新潟県三條市立大崎中学校教頭

野澤 一吉



新潟県三條市立大崎中学校教頭

内藤 孝夫

図1 大崎中学校の教育

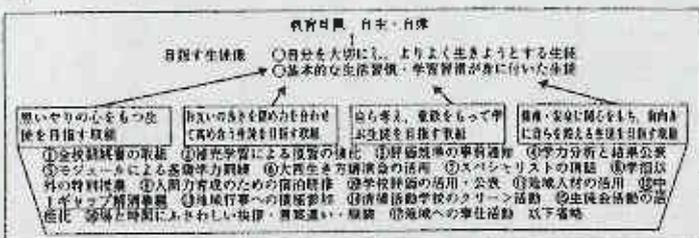


表1 いじめと不登校の状況 ()内は発生率

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
いじめの件数	17	14	13	4
不登校の数	13(4.16)	14(3.60)	13(3.38)	5(1.28)

ル相談員と称してカウンセラーも常駐している。現在は、正常な教育活動が実施できる状態までに改善されたが、生徒指導上の問題がゼロではない。これに満足せずに、

教育目標の「自主・自律」をめざし、四つの側面から教育活動をとらえ、具体

的に二〇の取り組みとして今年度実施している(図1参照)。その取り組みの一つが、原から実践校として指定された「小・中連携の中一ギャップ解消の取り組み」である。この中一ギャップの取り組みが、進退・新生大崎中学校の取り組みの土台と考えている。

「中一ギャップ」の取り組みのねらい

ねらいは、三つある。一つは、予防の取り組みである。いじめと不登校を生じさせないために、小・中連携を基盤として、生徒・保護者・教師の立場から考えて、小・中間の「隙」を埋めることに取り組んだ取り組みである。

二つ目は、育成の取り組みである。本校が求める自主・自律に向けた課題、良好な人間関係構築に向けた課題、学習や進路についての課題等、小学校にはない新たな課題に生徒は遭遇する。これらの課題を乗り越えさせる力を育成することをおねがった取り組みである。

三つ目は、早期発見・即時対応の取り組みである。起きてしまった課題に、その要因を排除し解決を図る手立てを講じること、生徒の心算をすばやく把握し支

援体制を整えること等、ケースに応じて、生徒が抱えている心の傷を最小限にとどめることをねらった取り組みである。

予防の取り組み

- (一) 小・中連携の取り組み
 - ① 小・中連携支援シートの作成と、小・中学校六年生の担任が、「中一ギャップ」解消会議で検討した項目に従って記入する。主に、六年間の欠席日数・早退日数・遅刻日数・いじめの経験の有無や、本人への指導の仕方や支援として行った内容を記述する。その記述に基づき、中学校の諸会議で、教員の情報共有化と誰がどの場面で配慮するのか確認をする。
 - ② 年三回の小・中合同研修会の開催。小・中それぞれの「中一ギャップ」解消の取り組みの進捗に加えて、提案公開後の協議会において、各校の工夫された教授法の指導、学力実態の把握、教科別の習得状況の把握等を行っている。各校の職員同士が、学力向上に向けた取り組みを学ぶことで、個に応じた指導の必要性を認識するようになった。
 - ③ 小・中入部交流。平成一七年度から、「二小一中」という特長を生かし、一人一年間、大崎小学校と教員の人事交

表2 内省ノート・アンケート

項目	実施時期・担当	目的	内容
内省ノート	毎日 学校担任・副担任	悩みや気になることなどの心積り	自由記述による 交換日記
心の体操	毎月 学年	ストレスの解消と情緒的成長の促進	題名自由・人、場面の題心指導
生活アンケート	年2回(1、2学期) 中1キヤップ担当	ライフスタイルの定着状況の把握	追加参加・配座・編組・放棄降制

図2 小学1年生と中学1年生のいじめの数

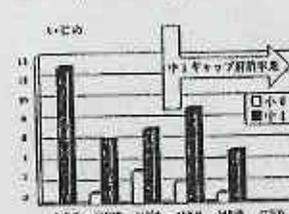
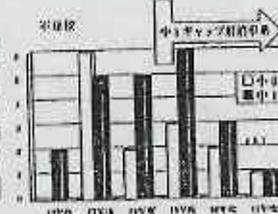


図3 小学1年生と中学1年生の不登校の割合



(1) 早期発見・即時対応の取り組み
 早期の運営委員会の発着
 校長・教頭・教務主任(中一キヤップ担当)・生徒指導主任・研究主任(特別支援コーディネーター)・各学年主任による会議を毎朝、職員朝会の前に行っている。この中で、各学年から生徒に関する情報を共有化し、緊急を要するケースの対応を協議している。また、学年主任が日報を出し、学年の徹底事項や気になる生徒の情報と対応について学年職員と運営委員会へ提出している。

早期発見・即時対応の取り組み

(2) いじめ・不登校サポート委員会設置
 朝の運営委員会では対応が十分に協議できないような、対応のむずかしいケースや長期にわたる対応が停滞しているケースについて、管理職の指導のもと、委員会のメンバーと関係職員が集まり、対応を協議している。

(3) 内省ノート(表2参照)
 生徒の行動からは隠れがちで考えや思い、生徒の心の奥にある悩みを探るには、コミュニケーションだけでなく十分である。日々の、生徒と担任との交換日記(内省ノート)による担任からの支えと生徒自身の振り返り、そして、目的別のアンケートの実施により、精神的な状況や教育的効果の把握に努めている。

(4) カウンセラーとの連携
 本校にはハートフル相談員が県から派遣されている。相談室

に毎日生徒が来て、何気ない会話や悩み相談をしている(一学期末延べ一、五七〇人入室)。また、相談室を設けている生徒とも、チャンス相談をしている。したがって、教員には分からない生徒の情報を相談員が入手する機会がある。緊急に対応すべきケースについては、管理職の責任のもとで、迅速かつ的確な判断をして関係職員と対応を協議している。

平成一五年度から、調査研究も含めて「中一キヤップの閉鎖現象」の取り組みは四年目になる。今までの取り組みの成果として、図2、3にも分かるように、小学六年生時と中学一年生時のいじめと不登校の数がともに減少した。まさしく、木霊の持ちこたえた成果である。加えて、この事業により、小・中の職員が連携して大崎中学校の子どもの教育に取り組もうという意識が高まったことも成果の一つである。さらに、最大の成果は、今年度の校内研修において、中学二年生の学級経営上の諸問題に全職員がアイデアを出し合い、二学期からの対応を協議した点である。つまり、中一キヤップの取り組みを発展させて、「中一キヤップ」に職員自ら取り組み始めたのである。

学びのフォーラム、登り旗の設置等、保護者同士の親密感が増すとともに、小学校の保護者が中学校の職員と触れ合うことで安心感を抱かせることになる。また、今年度から大崎コミュニティが設置され、地域で地元の子どもを育てる活動が始まった。小・中の子どもとの交流、保護者の交流、学校と地域住民との交流の場が増えたのである。

(2) 複数担任制の実施
 一学年の学級は、二人の担任で生徒の指導・支援を行っている。複数の視点による生徒の観察、内省ノートの毎日のチェック、チャンス相談の実施等、生徒の心情を把握し、生徒とともに活動する場面を多くすることで、生徒の悩みに応え、すばやく支援できる体制を整えている。

育成の取り組み(ライフスキル向上の取り組み)
 集団生活のなかでのさまざまな問題を、自分たちで、自他ともに建設的で効果的に対処するスキルを身につける取り組みである。目標設定スキル・意志決定スキル・コミュニケーションスキル等、総合的時間を使って習得を図っている。

(1) 学校行事における取り組み
 集団生活のなかでのさまざまな問題を、自分たちで、自他ともに建設的で効果的に対処するスキルを身につける取り組みである。目標設定スキル・意志決定スキル・コミュニケーションスキル等、総合的時間を使って習得を図っている。

(2) 複数担任制の実施
 一学年の学級は、二人の担任で生徒の指導・支援を行っている。複数の視点による生徒の観察、内省ノートの毎日のチェック、チャンス相談の実施等、生徒の心情を把握し、生徒とともに活動する場面を多くすることで、生徒の悩みに応え、すばやく支援できる体制を整えている。

(3) 大崎小学校での異年齢交流における取り組み
 小学校でも、良質な人間関係を構築するためのスキルを身につけるために、約八五〇人の児童で約一〇〇の縦割り班をつくり、運動会・お楽しみ会・児童会まつり等の諸行事に取り組んでいる。一、二年生の意見を聞く姿、優しい先輩に感謝する姿が見え、それぞれの立場で行動できるようになってきている。

(4) 長期宿泊研修における取り組み
 今年度、独立行政法人国立少年自然の家において、一年生は二泊三日を二回(五月、三月)、二年生は一回(五月)の宿泊研修を計画した。活動の中心は、砂高プロジェクトアドベンチャーと称して、グループにいくつかの課題を課し、それを話し合いに基づいた行動で解決を図るというものである(写真2)。その活動により、友情とは、協力とは何かを実感させる取り組みである。

(5) 小・中の保護者や地域が参加する行事
 P.T.A役員と学校職員が中心となって企画する小・中合同講演会、心と

写真1 小・中合同交流



写真2 プロジェクトアドベンチャー



④ 小・中の授業交流・入学説明会、合組コンクール関係等小学校訪問、中学生と一緒に小学生が学習し、中学生が中学校の様子を説明し、さらに、小学校へ中学校の努力した姿である合唱を発表することで、六年生に、先輩に対する親密感と中学校への期待感の向上を図っている(写真1)。

⑤ 小・中の保護者や地域が参加する行事
 P.T.A役員と学校職員が中心となって企画する小・中合同講演会、心と

学びのフォーラム、登り旗の設置等、保護者同士の親密感が増すとともに、小学校の保護者が中学校の職員と触れ合うことで安心感を抱かせることになる。また、今年度から大崎コミュニティが設置され、地域で地元の子どもを育てる活動が始まった。小・中の子どもとの交流、保護者の交流、学校と地域住民との交流の場が増えたのである。

体育祭(光華祭)や合唱コンクールにおいて、職員が意図的にグループをつくり、発生した問題を課せられた課題に討議して、生徒が学んだスキルを使って解決できるように職員が支援し、自己存在感を高めようとする。

今年度、独立行政法人国立少年自然の家において、一年生は二泊三日を二回(五月、三月)、二年生は一回(五月)の宿泊研修を計画した。活動の中心は、砂高プロジェクトアドベンチャーと称して、グループにいくつかの課題を課し、それを話し合いに基づいた行動で解決を図るというものである(写真2)。その活動により、友情とは、協力とは何かを実感させる取り組みである。

小規模特認校制度の事例調べ

市町村名	長岡市	柏崎市	札幌市	札幌市
実施年度	平成12年度から	平成13年度から	昭和52年度から	昭和60年度から
学校名	太田小・中学校	上米山小学校	盤溪(ばんけい)小学校	福移小・中学校
趣旨	小・中併設校である当校は、小・中が連携し、小規模校の利点を生かして9年間の中の児童生徒の育成を目指している。 この特色ある教育を希望し、教育活動に積極的に参加できる児童生徒に、学区外からの就学を認める。	当校は、恵まれた自然環境のなかで、少人数、小規模校の利点を生かした教育活動が行われ、人間的な触れ合いをとおして学習することができる。 この特色を生かした魅力ある教育を希望する児童に、学区外からの通学を認める。	本市の周辺部に位置し、自然環境に恵まれた小規模の学校で、心身の健康増進を図り、体力づくりを目指すとともに、自然にふれる中で、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望のある場合に、一定の条件を付し、これを認める。	趣旨は盤溪小学校に同じ。本校は小中学校が同一の校舎・施設を使用し、小学生と中学生が「同じ屋根の下」で生活している。 福移小学校から福移中学校への進学は例年7割程度。
背景、入学条件等	過疎化に伴う児童数の減少、長年にわたる小・中併設校であるという下地。 【入学の条件】 ・保護者の申請 ・市内在住。 ・一年以上通学。 ・通学は保護者送迎か、路線バス利用。(保護者負担) ・保護者の協力 学校の指導体制に協力必要。	過疎化の進展により児童数の減少。 【入学の条件】 ・保護者の申請 ・市内在住。 ・一年以上通学。 ・通学は路線バス利用。登校は第三中学校スクールバス利用可。 ・保護者の協力 学校の指導体制に協力必要。	昭和40年代後半から市の周辺部において過疎化が進み複式での授業も困難となり、廃校も危惧された。 【入学の条件】 ・保護者の申請 教委へ申請、学校長意見を求める。 ・通学上の条件 小学生低学年は約40分以内、高学年約60分以内、中学生は通学可能な範囲、原則として送迎禁止。 ・保護者の協力 学校の指導体制に協力必要。 ・短期入学等の禁止 通年通学に限る。親元を離れ単独での転入禁止。 ・心身の条件 身体的に耐えられること。特別支援児童生徒は原則認めない。	
教育の特色	①一人ひとりに基礎・基本の確かな定着、学力のいっそうの向上を目指す。例：放課後や長期休業中の個人指導教室 ②小・中一体となった教育活動に取り組み、子ども同士の触れ合いを深め、豊かな心の育成に努める。例：中学校教師による小学校での指導、小・中連携英語活動、小・中合同運動会など ③太田の豊かな自然を体験。例：小・中9年間を見通した太田学(総合的な学習時間等を活用)、自然観察・体験活動、紙すきなど	①一人ひとりの学力を高めるため、パソコンを活用した楽しい学習を進める。例：コンピュータ活用授業、英会話・歌・など ②人間的な触れ合いの中で、豊かな心をさらに高める。地域の人たちと活動。例：他校との交流会、特色ある一輪車教育、ヨット・キャンプ・登山・スキー体験活動など ③一人ひとりの子どもの力を伸ばす。目の行き届く指導を行い、基礎学力の向上に努めている。複式学級のよさを生かし、学習の仕方を身につける。	豊かな自然環境、歴史ある盤溪地域の人々とのかわりを大切にしながら、探求・交流・表現に取り組む。問題解決の力を育ていく学習活動である「ばんけいタイム」を各学年で設定。 ①自然とのかかわり 学校前の川や裏山へ出かけて川魚や樹木の観察、教材園での作物栽培など。 ②活動へのかかわり 夏のクロスカントリー走、秋の山登り、冬は目の前の大規模スキー場でスキー授業 ③人とかかわり たてわりのグループ。宿泊学習、夏と冬に実施。	学校農園の小中学生による共同作業をはじめ、入学式、運動会、学校祭、卒業式の共同実施など、他校に見られない教育活動を実施。様々な場面で小中一貫した教育方針の下での教育を進めている。中学校の先生による英語の学習指導を行う。 ①ふれあい広場 ポニーなど飼育。学校農園は小中学生のたてわり活動活用。 ②天文台を使って天体観測会を開催。 ③小中合同で触れ合い活動。小中たてわりのPTA活動。
平成18年度受入状況	学区内就学 8人 (33%) 学区外就学 16人 (67%) 全校児童生徒数24人(100%)	学区内就学 10人 (77%) 学区外就学 3人 (23%) 全校児童数 13人(100%)	学区内就学 5人 (4%) 学区外就学 109人 (96%) 全校児童数 114人(100%)	学区内就学 9人 (6%) 学区外就学 146人 (94%) 全校児童生徒数 155人(100%)
公共交通機関等	JR長岡駅からバス13キロ	JR青海川駅からバス4キロ	札幌市中央区 地下鉄円山公園駅からバスで15分	札幌市東区 JR学園都市線あいの里教育大駅からバスで10分

(資料:実施教育委員会からの資料による。)

学校別学区外就学者数の調べ

平成18年5月1日現在

学校名	全校児童 生徒数(人)	学区外 就学者数(人)	学区外就学者 の割合(%)	区域外 就学者数 (人)
三 条 小	186	39	21.0	
一ノ木戸小	766	56	7.3	2
四 日 町 小	338	16	4.7	1
裏 館 小	341	30	8.8	
上 林 小	196	7	3.6	
井 栗 小	382	20	5.2	
旭 小	65	1	1.5	
西 鱈 田 小	264	2	0.8	
月 岡 小	350	9	2.6	
大 崎 小	836	7	0.8	2
保 内 小	199	4	2.0	
大 島 小	93	2	2.2	1
須 頃 小	119	1	0.8	2
条 南 小	344	8	2.3	1
南 小	388	26	6.7	2
栄 中 央 小	318	1	0.3	
栄 北 小	138	3	2.2	
大 面 小	235	4	1.7	
長 沢 小	169	6	3.6	
笹 岡 小	60	3	5.0	
大 浦 小	66	1	1.5	
森 町 小	96	3	3.1	
荒 沢 小	61	1	1.6	
飯 田 小	140	2	1.4	
小 計	6,150	252	4.1	11
第 一 中	628	13	2.1	2
第 二 中	360	16	4.4	1
第 三 中	347	15	4.3	2
第 四 中	302	6	2.0	
本 成 寺 中	310	4	1.3	
大 崎 中	391	7	1.8	1
大 島 中	127	1	0.8	1
栄 中	373	0	0.0	
下 田 中	331	1	0.3	1
小 計	3,169	63	2.0	8
合 計	9,319	315	3.4	19

明日をにたう子どもたちのために

～望ましい学校教育環境づくり「適正規模校をめざして」～



平成18年7月

呉市教育委員会



豊かな人間性と自立心をはぐくむ 「呉の教育」に取り組むために 「学校統合」と「小中一貫教育」を進めています

呉の学校のこれからを考える

現在、児童生徒数はピーク時（小学校：昭和32年度、中学校：昭和37年度）の約3分の1まで減少し、子どもたちの適正な教育環境を整えていくことが緊急の課題となっています。

呉市教育委員会としては、適正な規模の学校を整えるとともに、小学校と中学校の接続を円滑に進め、義務教育9年間を見通しながら子どもたちを伸ばしていこうとする小中一貫教育に取り組む、子どもたちが「呉で生まれ、呉で育ち、呉で学んでよかった」と生涯にわたって輝き続けることができる教育をめざしています。

そのため、向こう5年間に6学級以下で推移すると見込まれる小学校を統合対象校と位置づけ、統合と配置のあり方について検討するとともに、小中一貫教育校の設置も視野に入れた取組を進めています。

なぜ統合が必要なのか～集団のもつ教育力～

子どもたちは、集団の中で、学習はもちろん、友だちとの協調性、連帯感を培い、互いに切磋琢磨しながら成長していきます。学校統合により、一部で通学距離が伸びる、先生が一人の子どもにかかわれる時間が短くなるなどデメリットもありますが、総合的に判断して、得られるメリットの方が大きいと考えています。

学校統合によるメリットとデメリット

	メリット	デメリット
子どもたちにとって	<ul style="list-style-type: none"> ■多様な授業が可能となり、学習が充実できる ■各教科等において、学習効果が向上する ■切磋琢磨の機会が増加する ■集団での活動が充実できる（活気が出る） ■友だちが増える（多様な価値観の中で自己の再発見ができる） ■人間関係づくりが広がる ■地域の人材・教材・資源が増え、教育力が向上する 	<ul style="list-style-type: none"> ■通学距離が伸びる ■運動会など行事での出場機会が減る ■教材・教具に対する子どもの割合が増える
先生にとって	<ul style="list-style-type: none"> ■視点が多様になり、教材研究の内容が深まる ■同学年の教員間で相談ができる ■教員同士の切磋琢磨により、校内研修が充実できる ■一人当たりが分担する校務が減少する 	<ul style="list-style-type: none"> ■教員一人当たりの子どもの数が増える
学校にとって	<ul style="list-style-type: none"> ■PTA活動の充実が図れる ■統合による節減財源を新たな教育需要に充てることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ■余裕教室が減る
地域にとって	<ul style="list-style-type: none"> ■学校跡地を地域活性化の新しい拠点にすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ■母校がなくなる

呉市立小学校統合基本方針について

多様な教育活動の可能性を広げ、適正な規模での学校教育環境を整備していくため、平成16年3月に呉市議会の了承を得て、呉市立小学校統合基本方針を定めましたが、平成17年3月の近隣町との合併や児童数の減少により、平成18年2月に一部改定をしました。

この統合基本方針は、今後の小学校の適正配置を行う上での指針となるもので、統合計画では、具体的な統合対象校、統合目標年度、統合の組合せ等を示しています。

呉市立小学校統合基本方針

(H16.3 策定)

(H18.2 一部改定)

1 統合の目的

適正規模での学校教育を実施することにより、多様な教育活動の可能性が広がる学校教育環境の整備を目指すものです。

2 適正規模校

呉市が目指す適正規模校は、次のとおりとします。

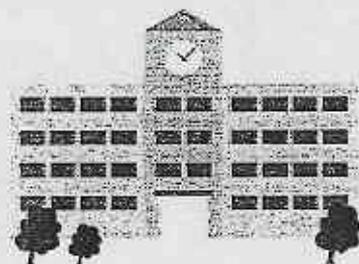
- (1) 学級数 各学年で原則2学級以上であること。
- (2) 1学級の人数 20人以上40人以下であること。
- (3) 校舎及び運動場の面積 小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）第8条に規定する基準を満たすこと。

3 統合と配置の基本モデル

- (1) 小学校と小学校の統合
- (2) 小学校と中学校の統合
- (3) 新しい学校間連携の創造

4 統合対象校の要件

- (1) 向こう5年間に6学級以下で推移すると見込まれる学校
- (2) 原則として同一の中学校区内にある学校



5 統合計画

右の表のとおり

6 統合の手順

- (1) 統合に当たっては、まず初めに新しい地に新しい学校を設けすることを検討します。その結果、新しい敷地の確保が困難な場合は、統合対象校のいずれかの学校敷地、施設を利用し、新しい学校を設置することとします。
- (2) 統合後の校名、校歌、校章旗、通学路の安全確保等は、原則として保護者、地域住民、学校関係者等で構成する検討委員会で決定します。
- (3) 統合による跡地の活用については、地元と協議しながら、利用と処分を並行して検討します。

7 通学区域の弾力的運用

統合の際には、通学区域制度の弾力的運用を検討します。

8 統合計画の見直し

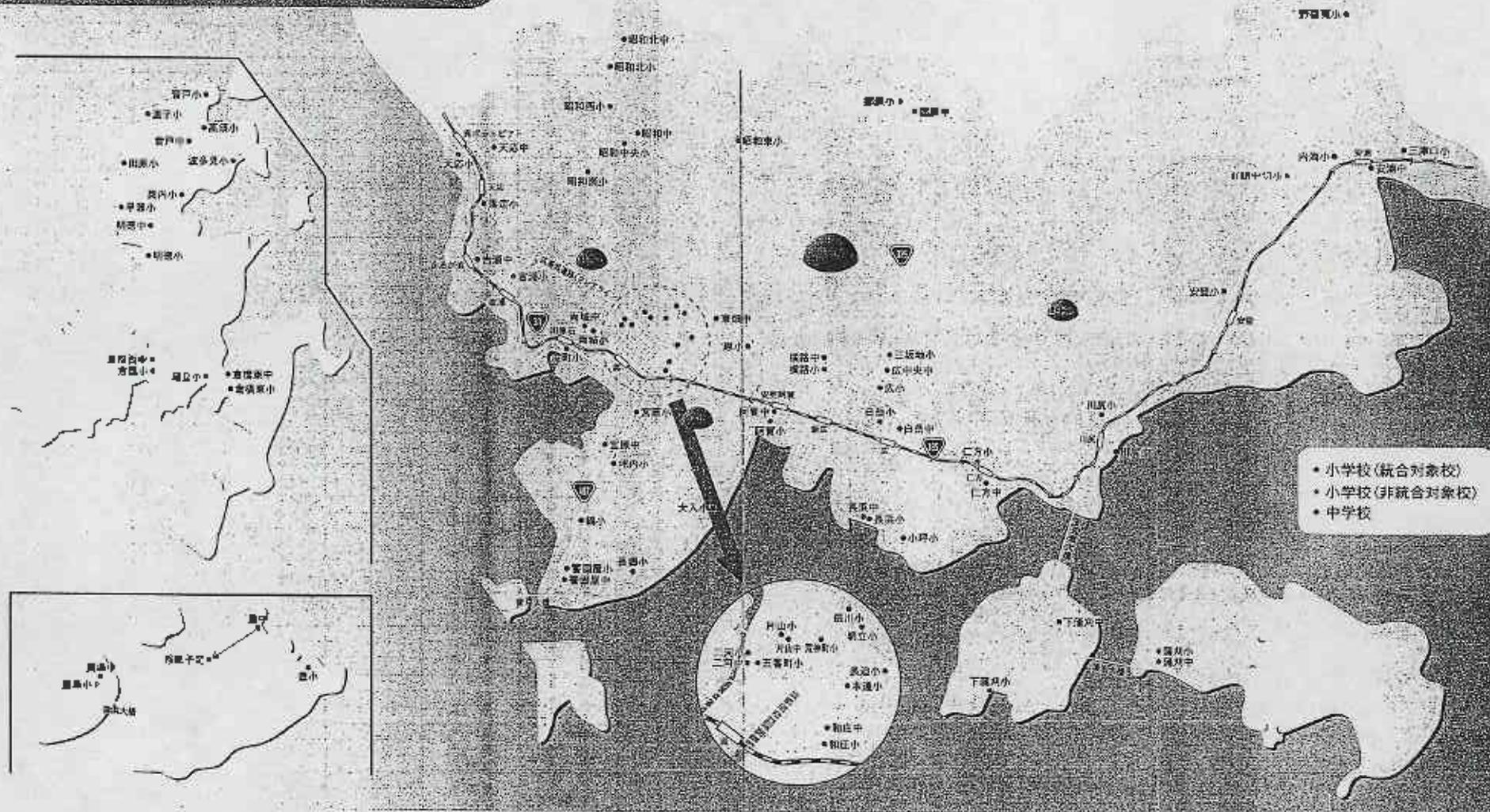
統合の進捗状況等により、必要に応じて統合計画を見直すものとします。

統 合 計 画

校 番	小学校名	中学校区	学 級 数	統合対象校	統合目標年度	統合の組合せ	備 考
1	仁 方	仁 方	12				
2	小 坪	長 浜	6	○		A	*2
3	長 浜		6	○		A	*2
4	日 長	白 岳	29				
5	広 地	広 中 央	18				
6			三 坂 地	14			
7	郷 原	郷 原	13				
8	横 路	横 路	25				*2
9	阿 賀	阿 賀	16		(H21.4)	B	
10	原	東 郷	6	○		B	
11	大 入	阿 賀	3	○	H21.4	B	
12	長 郷	阿賀/豊田	3	○	H21.4	C*1	*2
13	豊 田 屋	豊 田 屋	4	○	H21.4	C	*2
14	鍋		6	○	H21.4	C	*2
15	野 内	宮 原	6	○		D	
16	宮 原		6	○		D	
17	和 庄	和 庄	11				
18	本 透		6	○		E	
19	長 迫		6	○		E	
20	納 江 (香 島) (上山田)	東 郷	9				*H17.4統合済
21	原 川	片 山	6	○	H20.4	F	
22	荒 神		6	○	H20.4	F	
23	片 山		6	○	H20.4	F	
24	二 河	二 河	6	○	H19.4	G	*2
25	五 香 町		12		(H19.4)	G	*2
26	西 城	西 城	6	○		H	
27	港 町		6	○		H	
28	吉 浦	吉 浦	16				
29	塚 走		5	○	H23.4から5年以内	I	
30	天 応	天 応	7		(H23.4から5年以内)	I	
31	昭 和 西	昭 和 北	15				
32	昭 和 東	昭 和	3	○	H23.4から5年以内	J	
33	昭 和 中 央		15		(H23.4から5年以内)	J	
34	昭 和 西		11				
35	昭 和 北	昭 和 北	24				
36	下 浦 川	下 浦 川	4				
37	川 尻	川 尻	14				
38	青 戸	青 戸	4	○	H23.4までに	K	
39	高 須		6	○	H23.4までに	K	
40	雲 子		4	○	H23.4までに	K	
41	田 原		3	○	H23.4までに	K	
42	早 瀬	明 徳	3	○	H23.4までに	L	
43	内 内		4	○	H23.4までに	L	
44	波 多 見	曹 戸	9				
45	明 徳	明 徳	6	○	H23.4までに	L	
46	倉 橋	倉 橋 西	6				
47	月 立	倉 橋 東	3	○	H23.4から5年以内	M	
48	倉 橋 東		4	○	H23.4から5年以内	M	
49	瀧 川 (向) (瀧 川)	瀧 川	6				*H18.4統合済 *2
50	三 津 口	安 瀬	6	○	H23.4から5年以内	N	
51	内 海		6	○	H23.4から5年以内	N	
52	野 路 東		3	○	H23.4から5年以内	N	
53	野 路 中 切		3	○	H23.4から5年以内	O	
54	安 見		6	○	H23.4から5年以内	O	
55	堂 島	辰 浜	5				
56	堂	堂	6				
合 計			460	33		15	

- (注) 1 学級数は、5年従(平成23年度)の見込み数(障害児学級を除く)を示します。
 2 統合対象校で、統合目標年度を定めていないものには、統合計画の進捗状況に応じて、順次、統合目標年度を定め、統合を実施していきます。
 3 統合目標年度の()は、統合対象校の要件を満たしていないが、統合対象校の組合せ先の学校であることを示します。
 4 統合の組合せのアルファベットは、同じアルファベットを付けた学校を統合することを示します。
 5 統合の組合せの*1の長郷小学校の児童は、統合の際、住所によりB又はC(阿賀町9丁目又はB、見崎3丁目及び豊田屋9丁目の児童はC)の組合せにより、統合した学校に転学することとなります。
 6 備考欄の*2については、小中一貫教育校の設置を検討します。

呉市立小・中学校位置図



これからの取組

子どもたちが自ら学び生きる力を身につけていくためには、適正な学校規模が必要です。

呉市内の約6割の学校に対策が必要な状況であることを、市民のみならずにもご理解いただき、統合対象校それぞれの学校の状況に応じて、優先順位を定め、学校統合に取り組んでまいります。

統合対象校には、それぞれの地域の諸事情や地域のみなさんの愛着がありますが、子どもたちにとって望ましい学校教育環境を実現するという大局的見地から、有効な施策を推進してまいります。

また、具体計画の策定に当たっては、先進的な要素を取り入れ、学校と地域の将来について、市民のみならずと行政が協議し、ともに協力していく必要があると考えます。

(お問い合わせ)

呉市教育委員会 学校教育部 教育改革推進室
〒737-8509 呉市中央6丁目2番9号 TEL.(0823)25-3625, 3637

品川区の

小中一貫教育



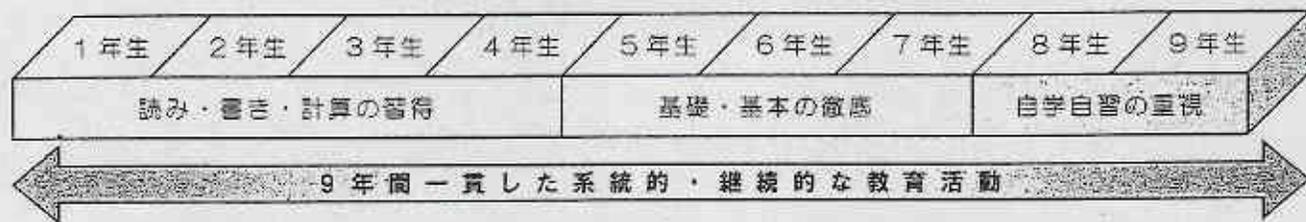
平成 18 年 9 月
品川区教育委員会

小中一貫教育を全ての小・中学校で実施しています

小中一貫教育の考え方

品川区では、平成 18 年 4 月からすべての区立小・中学校で、小中一貫教育（共通の教育内容）を実施しています。小中一貫教育では、小学校 6 年・中学校 3 年という壁を取り払い、系統的・継続的な教育活動を行います。

子どもの心や身体の発達をふまえ、基礎・基本の定着に重点をおく 1～4 年生、学力の定着を図り、個性・能力を伸ばす 5～7 年生と 8・9 年生の 3 つのステージでカリキュラムを編成しています。



この考え方は、4 年生で小学校を卒業したり、5 年生から中学校に入学したりすることではありません。

小中一貫教育のカリキュラム

小中一貫教育のカリキュラムは、つまづきやすい内容や繰り返して学習する必要のある内容を整理し、義務教育9年間で、確かな学力をはぐくめるよう工夫されています。また、小学校の『英語科』や『市民科』など新たな学習も取り入れています。この小中一貫教育の内容をまとめたものが『品川区小中一貫教育要領』です。これにより、小学校の学びから中学校の学びへの移行を円滑にし、子どもの学習意欲を高め、学力の定着を図ります。

なお、文部科学省の「学習指導要領」をもとにしていますので、転入・転出についても心配はいりません。



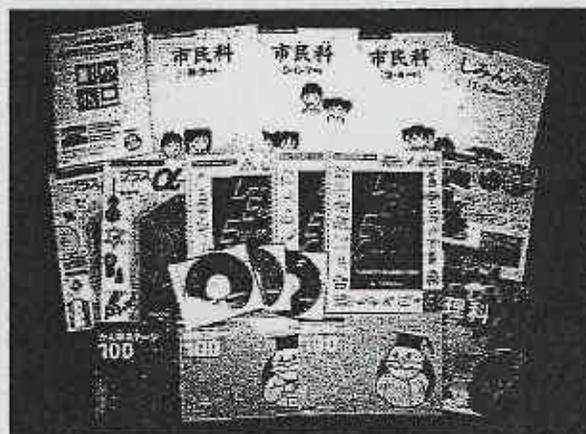
品川区小中一貫教育要領

小中一貫教育のための独自の教科書、副教科書

小中一貫教育をより円滑に進めるために、品川区独自の「教科書」や「副教科書」などを作成しました。

授業では、今までどおり文部科学省の「検定教科書」を使用しますが、品川区で新たに加えた学習や再編成した学習については、品川区独自の「副教科書」も使用します。

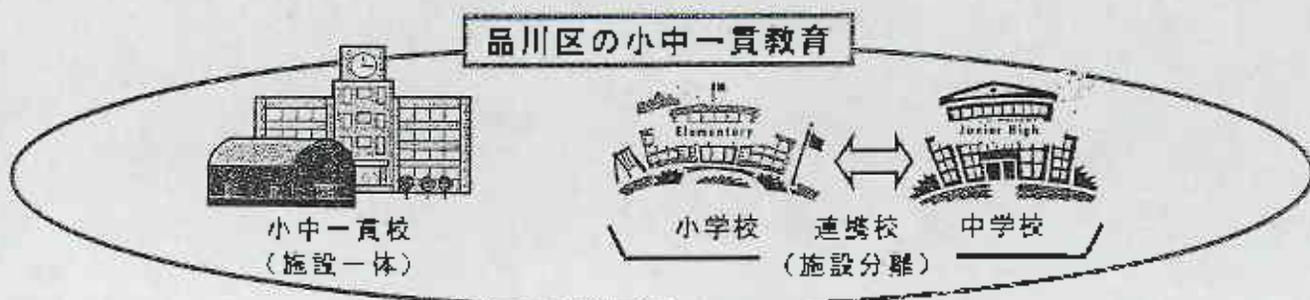
また、新設した「市民科」については、品川区独自の「教科書」を使用します。



品川区独自の教科書・副教科書等

品川区の小中一貫教育のかたち（一貫校と連携校）

品川区では、次のような『施設一体型一貫校』と『施設分離型連携校』の大きく二つのタイプで小中一貫教育を行っています。



施設一体型一貫校

『施設一体型一貫校』は、学校施設（校舎）、組織・運営ともに一体の小中一貫教育を行います。

学校施設については、施設を新しくしたり、既存の隣接した小・中学校の校舎を改築したりして整備します。組織・運営については、校長（1名）を中心に、小・中学校教員が一体となって子どもたちを指導します。ここでは、学校が組織として機能するよう教員の仕事や職員室の座席配置など、様々な工夫、試みを行っています。

今後、『施設一体型一貫校』は、平成18年4月に開校した「小中一貫校 日野学園」をはじめ、各地区に順次開校する予定です。（6校構想）

- 大崎 平成18年4月開校
小中一貫校日野学園（第二日野小・日野中）
- 大井 平成19年4月開校予定（原小・伊藤中）
- 八潮 平成20年度開校予定（八潮北小・八潮小
・八潮南小・八潮中・八潮南中）
- 荏原西 平成22年度開校予定（平塚小・平塚中）
- 荏原東 平成19年度以降検討
（大間窪小・荏原第三中）
- 品川 平成19年度以降検討（品川小・城南中）



施設分離型連携校

『施設分離型連携校』は、既存の小学校と中学校それぞれの学校施設（校舎）や組織・運営を維持しながら、近隣の小・中学校が連携して小中一貫教育を行います。多くの学校がこのタイプになります。

連携の形態は、各学校の気風や特色にあわせ「一つの中学校と一つの小学校」、「一つの中学校と複数の小学校」などがあります。立地条件も様々であるため、子どもたちや教員の交流方法や回数は一律ではありませんが、定期的に授業交流、教員組織の連携、合同行事などで連携を深めながら子どもたちを指導します。また、小・中学校の連携がよりスムーズになるよう、区の非常勤講師（教員）を配置しています。

小中一貫校の児童・生徒の募集方法

品川区は、小・中学校の新1年生（新小学1年生）・新7年生（新中学1年生）が学校を選べる「学校選択制」を実施しています。小中一貫校の就学指定の順位は、以下のとおりです。

小中一貫校の新1年生と新7年生（平成19年度）

一貫小学校：小中一貫校の小学校部分（第二日野小／原小） 受入枠：3クラス 100名定員
一貫中学校：小中一貫校の中学校部分（日野中／伊藤中） 受入枠：5クラス 180名定員
※一貫小学校・中学校とも、転入生枠（各20名）が除かれています。

新1年生の就学指定の順位

- 第1順位 一貫小学校の学区域内居住者
- 第2順位 一貫中学校の学区域内居住者
- 第3順位 小学校ブロック内居住者
※第二日野小：品川・大崎ブロック
原小：大井・八潮ブロック
- 第4順位 品川区全域



新7年生の就学指定の順位

- 第1順位 一貫校小学校の在籍者および一貫中学校学区域内居住者
- 第2順位 一貫中学校学区域内の小学校在籍者で一貫中学校学区域外の生徒
※日野中：第一日野小・第三日野小・第四日野小
伊藤中：大井第一小・山中小
- 第3順位 品川区全域



* 受入枠を超えた場合は、第2～4順位の中で定員に満つる順位の中で抽選とします。

* 優先順位の関係上、抽選対象にならない場合があります。また、既にご兄弟が在籍されていても優先の扱いはありません。

* 受付期間：希望申請期間内（10月2日～10月末日）に提出していただきます。

問合せ先

【学校選択（募集方法）に関する問合せ】

品川区教育委員会事務局 学務課 学事係 Tel.03(5742)6828

【小中一貫教育に関する問合せ】

品川区教育委員会事務局 指導課 小中一貫教育担当

〒140-8715 品川区広町2-1-36 Tel.03(5742)6595 Fax.03(5742)6892

E-mail shocho@city.shinagawa.tokyo.jp

URL http://www2.city.shinagawa.tokyo.jp/jigyo/D6/sidouka/ikkan/ikkan_top.html

※リーフレットのバックナンバーもご覧になれます。